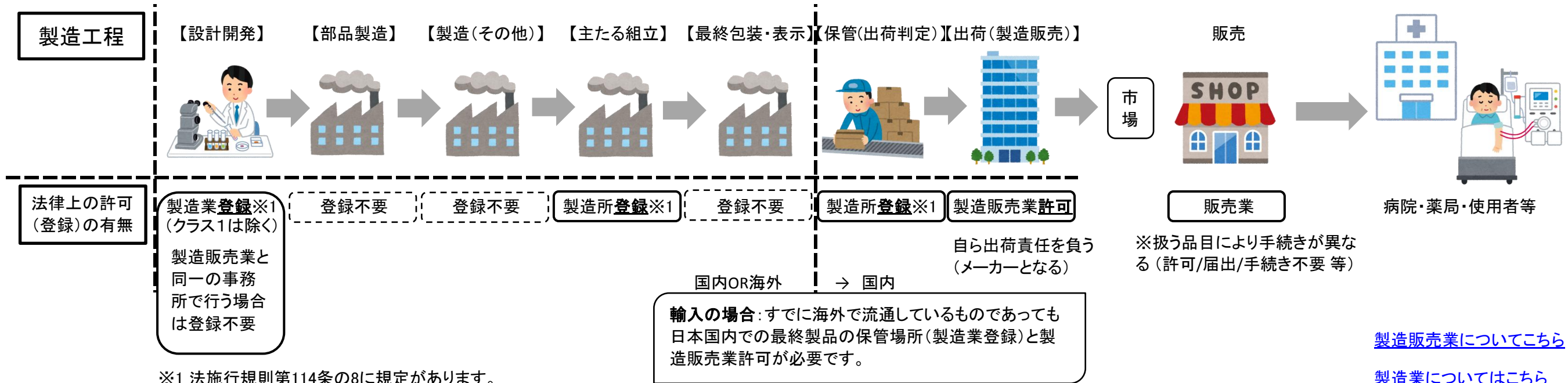


医療機器の流れ ～製造から使用～ (製造販売業の管理のもと行います。)



※1 法施行規則第114条の8に規定があります。

※2 薬食機参発1003第1号 平成26年10月3日 厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当) 口「医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の取扱いについて」(1)①口

[製造販売業についてはこちら](#)

[製造業についてはこちら](#)

[販売業についてはこちら](#)

手続きの流れ

